

今年7月に、中通にオープンする「にぎわい交流館AU(あう)」の展示ホール、多目的ホール、研修室などの施設の予約登録を受け付けます。



7月21日(土)オープン! にぎわい交流館AUの 予約登録を受け付けます

問い合わせ まちづくり整備室 ☎(866)2156

受付期間 6月1日(金)～7月4日(水) 平日の午前9時～午後5時

受付場所 まちづくり整備室(市役所3階)

登録対象期間 7月23日(月)～12月31日(月)

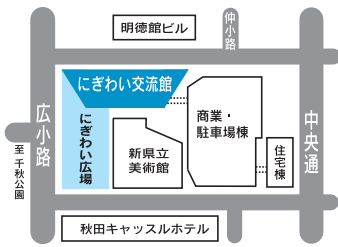
利用時間区分
午前▼午前9時～午後零時30分
午後▼午後1時30分～5時
夜間1▼午後6時～9時
夜間2▼午後9時30分～午前零時

*ミュージック・パフォーマンス工房は1時間ごと
2区分以上の連続も可

予約の流れ

- ①空室の確認▼まちづくり整備室へ電話または直接来庁してご確認ください。 ☎(866)2156
- ②申込書の提出▼申込書に必要事項を記入し、必ず来庁のうえ、まちづくり整備室へご提出ください。
- ③予約登録の完了

※実際の使用は、利用料を納入し利用許可書の交付を受けてからとなります。料金は、まちづくり整備室へご確認ください。詳しくは次号の広報あきたでもお知らせします。



	名称	収容人数	おもな利用目的
4階	研修室1～6	20～50人	研修、ミーティング
	和室1～3	4～8人	研修、ミーティング、控え室
3階	多目的ホール	250～300人(※1)	演劇、文化発表、講演会
	ミュージック工房1	30人(※2)	ミニライブ、リハーサル、音楽練習
	ミュージック工房2、3	各5人	音楽練習
	パフォーマンス工房1、2	各10人	ダンス練習
	ピアノ練習室	2人	ピアノ練習
2階	展示ホール	200～300人	各種展示・講演
	アート工房1、2	各25人	各種アート作品の制作、指導講習
	アートギャラリー	20人	展示ホールと一体となった作品展示
1階	まち発見・発信ステーション	30人	リーフレット、情報端末を利用したまち歩き支援、市の文化や魅力を紹介
	オープンスペース	30人	少人数での気軽な文化活動の発表、市が行う広報活動など
屋外	にぎわい広場	約1,000人	野外コンサートやフリーマーケットなど

※1 可動観覧席が約250席 ※2 立ち見できる人数40～100人

7月1日(日)から、アトリオン地下の駐輪場が無料に



市では、自転車で気軽に中心市街地に来ることができる環境を整え、街のにぎわい創出につなげることを目的に7月1日(日)から、アトリオン広場地下自転車駐輪場を無料化します。

無料化と同時に利用時間を午前9時～午後7時に変更(現在は午前7時～午後9時)しますのでご注意ください。

問い合わせ 交通政策課 ☎(866)2035

「景観まちづくり」の活動へ助成します

市では、市民協働による景観づくりを進めるため、自主的かつ継続的に地域の景観づくり活動を行う団体に対して助成金を交付します。

ワークショップ、会議の開催費、アンケート調査の実施費などが対象です。申請は年度内に1団体1回、交付限度額は50万円。詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。 ☎(866)2152

助成額と活動の種別

経費の全額を助成▼会議の開催／ワークショップの開催／アンケート調査／景観資源の調査
経費の2分の1を助成▼景観協定・ガイドラインづくり／シンポジウム・講演会などの開催／社会実験の実施



景観まちづくり登録団体の「新屋参画屋」を募集しています。登録団体の活動に対して支援するほか、活動内容をホームページなどでPRします。詳しくは、都市計画課へご相談ください。



いきいき笑顔！（特別養護老人ホームひなた）

介護保険サービスの利用料を軽減します

介護保険施設の居住費と食費（短期入所含む）

●介護保険課認定担当 ☎(866)2407



施設サービスなどを利用する場合の居住費（滞在費）や食費には、所得状況に応じた自己負担の上限が設けられています。申請により交付する「介護保険負担限度額認定証」を利用施設に提示すると自己負担額が軽減されます。

なお、現在お持ちの「認定証」は、6月30日（土）で期限が切れますので再度申請が必要です。

●対象者と居住費・食費の上限額（月額）

利用者負担の段階	ユニット型		多床室の居住費	食費
	個室の居住費	従来型個室の居住費		
1 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者	820円	490円（320円）	0円	300円
2 課税年金収入と他の所得の合計が年間80万円以下のかた 世帯全員が市民税非課税	820円	490円（420円）	320円	390円
3 世帯全員が市民税非課税で、右記①②に該当しないかた	1,310円	1,310円（820円）	320円	650円
4 右記以外のかた	施設が定める額（軽減なし。認定証は交付しません）			

*（ ）内は特別養護老人ホームや短期入所生活介護施設の従来型個室の額。

対象施設

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護施設（介護予防サービスも）
- 短期入所療養介護施設（介護予防サービスも）
- グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所などは対象外。

申請方法

次の窓口または市ホームページにある申請書を提出してください。ホームページから電子申請もできます。

提出窓口▼介護保険課（市役所福祉棟2階）、河辺・雄和の各市民サービスセンター

社会福祉法人が提供する介護サービスの利用料

●介護保険課企画・給付担当 ☎(866)2069



市に申し出があった社会福祉法人が提供する、在宅と施設の介護サービスの利用料を軽減します。申請により交付する「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を法人に提示してください。

なお、現在お持ちの「確認証」は、6月30日（土）で期限が切れますので再度申請が必要です。

●対象者と軽減割合

対象サービス

1 生活保護の受給者▼短期入所生活介護（在宅）と特別養護老人ホーム（施設）の個室の居住費（滞在費）の全額

左記①～⑥の要件をすべて満たすかたで、収入や世帯の状況などから生計が困難であると市が認められたかた▼下記対象サービスすべての利用者負担額の25割（老齢福祉年金受給者は50割）

在宅サービス

- ※は介護予防サービスを含む
- ※訪問介護（ホームヘルパー）、※通所介護（デイサービス）、※短期入所生活介護（ショートステイ）、※夜間対応型訪問介護、※認知症対応型通所介護、※小規模多機能型居宅介護施設サービス
- 特別養護老人ホーム

2

- ①世帯全員が市民税非課税
- ②年間収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）以下
- ③預貯金などの額が、単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）以下
- ④日常生活に使っている資産以外に活用できる資産がない
- ⑤負担能力がある親族などに扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

申請方法

介護保険課（福祉棟2階）にある申請書と課税状況の調査への同意書、収入状況等申告書に必要事項を書いて、医療保険証、収入・資産・預貯金や扶養状況を確認できる書類などと一緒と同課へ。同意書には、世帯全員の同意と押印が必要です。